

Ⅲ 輸出入申告官署の自由化 <3>

平成27年10月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 申告官署の自由化等の概要

1. 非蔵置官署への申告

以下の申告について、非蔵置官署への申告（蔵置場を管轄する税関官署以外の税関官署への申告）を認める。

- ・ A E O輸出者に係る輸出申告
- ・ A E O輸入者に係る輸入申告
- ・ A E O通関業者が取り扱う輸出入申告

	A E O通関業者	一般通関業者		A E O通関業者	一般通関業者
A E O輸出者	対象	対象	A E O輸入者	対象	対象
一般輸出者	対象	対象外	一般輸入者	対象	対象外

【備考】

- ① 特例申告及び特例委託特例申告については、引取申告官署で行う。（現行どおり）
- ② 輸入許可前引取承認申請後の輸入申告については、輸入許可前引取承認申請を行った官署にて行う。（現行どおり）
- ③ 修正申告および更正請求については、当初の輸入申告官署にて行う。（システムでは当初申告官署との一致チェックを行う。）

2. 営業区域の廃止に伴う申告への影響

通関業の営業区域制限の廃止に伴い、営業区域外への税関官署への申告を可能とする。

利用者	蔵置官署	申告官署	結 果
1 M X X X	1 M	1 M	正常終了（完全一致）
1 M X X X	4 M	4 M	現行：エラー終了 → 次期：正常終了（営業区域外、蔵置官署と申告官署一致）
1 M X X X	2 A	4 A	エラー終了（税関跨り／非A E O）

2. 申告官署の自由化等に係るシステム対応について

1. 輸出入申告項目等の追加（第18回WGにて提案済み）

項番	入出力	項目名	概要
1	入力 出力	検査立会者	<ul style="list-style-type: none">非蔵置官署に申告の結果、検査扱いとなった際、検査の立ち会いを他の業者に委託する場合に当該検査の立会者のNACCS利用者コード（5桁）を入力する。なお、検査立会者は、通関業者に限るものではない（非蔵置官署への申告の場合のみ入力可能）。「検査立会者」欄は、任意項目とする。また、当該欄への入力は当初申告時のみ可能とし、「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務では入力不可とする（予備申告を利用する場合も、当初予備申告時のみ入力可能となる。）。申告後に検査立会者を指定する場合、又は、当初申告時に指定した者を変更する場合は、新規業務「検査立会者登録（ATI）」業務を利用する。申告者が検査に立会う場合、入力は不要とする。検査指定票は、申告者だけでなく、当該検査立会者にも配信される。
2	出力	蔵置税関	<ul style="list-style-type: none">貨物の蔵置先を管轄する官署名が出力される。
3	出力	蔵置税関部門	<ul style="list-style-type: none">貨物の蔵置先を管轄する官署の通関担当部門が出力される。

2. 「検査立会者登録（ATI）」業務の新設

当初申告時に検査立会者の登録を行わず、申告後、検査扱いが明らかとなった時点で検査立会者を登録するため、「検査立会者登録（ATI）」業務を新設する。なお、当初申告時に登録した検査立会者の変更を行う場合も、本業務を利用する。

<業務概要>

- ① 輸出入申告者が、申告番号と委託する検査立会者の利用者コード（5桁）を入力して、当該申告に係る検査立会者の登録を行う。
- ② 本業務又は当初申告時で登録した検査立会者の情報の訂正・削除を可能とする。
- ③ 検査指定が既に行われている場合は、本業務の入力を契機として、登録する検査立会者にも検査指定票を出力する。

3. 照会業務の一部仕様変更

検査立会者として登録された時点以降、検査立会者については、以下の照会業務の利用を可能とする。

- ① 「輸入申告等照会（IID）」業務
- ② 「輸出申告等照会（IEX）」業務
- ③ 「別送品輸出申告照会（IEU）」業務

3. 検査指定までのフロー及び検査指定票の配信について①

検査立会者を利用する場合
(海上貨物の例)

申告官署 管轄地域

蔵置官署 管轄地域

① 申告者 → 申告官署
保税蔵置場（1 AWWW）に蔵置されている貨物を横浜税関本関（2 A）に対して輸出（入）申告を行う。
この際、検査立会者（1 ATAC）が決まっている場合は、IDAにおいて「検査立会者」欄に入力を行う。
一方、検査立会者が決まっておらず、検査扱いを確認してから検査立会者を決定し、登録する場合は、新規業務：ATIを利用して登録する。

② 申告官署 → 申告者
検査を実施することが決定したことから、検査実施の意向を伝え、検査立会者（1 ATAC）と連絡を取るよう指示する。

③ 申告者 → 蔵置官署
検査立会者（1 ATAC）に連絡を取り、検査実施の調整を行うよう依頼する。

④ 検査立会者 → 蔵置官署
連絡を取り、検査日時等の調整を行う。

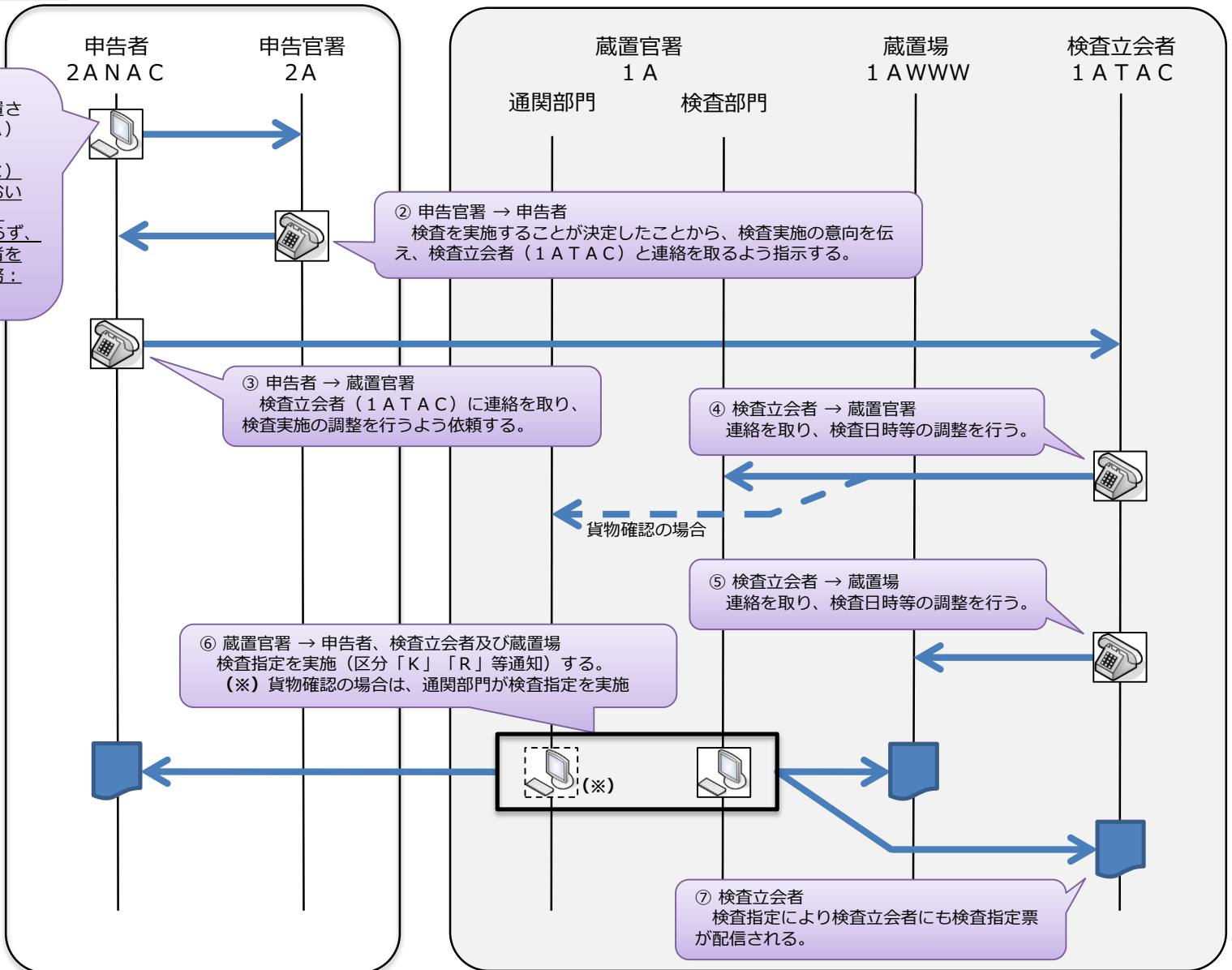
⑤ 検査立会者 → 蔵置場
連絡を取り、検査日時等の調整を行う。

⑥ 蔵置官署 → 申告者、検査立会者及び蔵置場
検査指定を実施（区分「K」「R」等通知）する。
（※）貨物確認の場合は、通関部門が検査指定を実施

⑦ 検査立会者
検査指定により検査立会者にも検査指定票が配信される。

凡例

-  NACCSにより実施
-  電話・メール等により実施
-  検査指定票



4. 検査指定までのフロー及び検査指定票の配信について②

検査立会者を利用しない場合
(海上貨物の例)

申告官署 管轄地域

蔵置官署 管轄地域

